

## ◎新潟県告示第89号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 1 起業者の名称

新潟県厚生農業協同組合連合会

### 2 事業の種類

新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

村上市緑町5丁目、緑町4丁目、村上字田端及び村上字田島地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、公的医療機関の開設者である新潟県厚生農業協同組合連合会が病院を新築するものであり、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である新潟県厚生農業協同組合連合会は、新たに病院を開設すること及び財務計画について臨時総会において承認を得ており、平成30年度以降に必要な財源についても予算措置することを確約している。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

村上総合病院は、県北地域の基幹病院として重要な役割を果たしてきたが、建築から約50年が経過して建物の老朽化が進んでおり、漏水が頻発するなど、療養環境の悪化が著しく、施設や設備の老朽化や狭隘化による快適性の低下から、患者が他の医療機関へ流出している。また、全国的な医師不足の状況の中、病院がへき地に立地していることや、病院の老朽化が進んでいること等から、医師の確保も困難な状況となっており、病院経営にも影響が出ている。さらに、耐震基準に適合していない上、増改築を繰り返しながら機能拡充を行ってきたため、非効率な部門配置となっているなど、建替えが大きな課題となっていた。

本件事業の実施により、療養環境が改善し、医療レベル及び患者サービスの向上等に資するとともに、村上市及びその周辺地域における中核医療機関として、地域に安定的に医療を提供することが可能となるものと認められる。

本件事業による周辺環境への影響を最小限に抑えるため、起業者は施工に当たっては低騒音型や排出ガス対策型の建設機械を用いる等環境保全に努めるとともに、できるだけ多くの緑地を確保し周辺環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件起業地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による制限のないこと及び文化財保護に関しては周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを起業者が村上市に確認しており、また、新築後の交通量の増加による周辺道路への影響については、本件事業に併せて、村上市が周辺道路の整備を計画していることから問題ないとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、自然的条件、社会的条件及び地域の意見を考慮して、3箇所を選定し比較検討した結果、村上市の策定したまちづくりプランに合致していること、交通の面で患者の利便性がよいこと、現在の病院の敷地は狭隘で建替えが困難であること等から、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる

公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の病院は、地震に対する安全性が確保されておらず、大規模な地震が発生した場合、災害拠点病院としての機能を果たすことができず、地域医療に支障を来すおそれがある。また、施設や設備の老朽化により、療養環境の充実やプライバシーへの配慮などの患者のニーズを満たすことができず、患者数が減少しており、また医師の流出も深刻な状況となっていることから、病院機能の低下及び地域住民への医療提供に支障を来している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

村上市役所政策推進課